

第3回 伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2022(令和4)年11月14日(月) 午後1時から午後3時50分
開催場所	伊賀市役所本庁舎4階庁議室
傍聴者数	2名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 舩見 くみ子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 安本 美栄子【4号委員】 久保 千晴【4号委員】
欠席委員	井上 順子【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 尾登 誠【4号委員】 西口 真由【4号委員】
事務局	デジタル自治推進局 局長 宮崎寿、次長 藪中英行、副参事 岡井良行、行政改革推進係長 大山隆徳
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 答申内容の確認について(10月31日審査分) (2)伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金 (3)遺族会補助金 (4)保護司会活動助成金 (5)人権同和教育部会研究事業委託料(学校) (6)人権同和教育研究活動事業委託料(生涯学習) (7)まちづくり協議会活動助成金 (8)部落解放団体助成金 4 その他
配布資料	【当日配布資料】 【事前配布資料】 ・審査資料 事業番号9～15 ヒアリングシート レビュー結果整理シート①②
議事概要	<u>1 開会</u> ・藤本委員、尾登委員、西口委員の欠席報告 ・会議の成立 <u>2 あいさつ</u> ・小林委員長による挨拶 <u>3 議事</u> <u>(1) 答申内容の確認について(10月31日審査分)</u> 【委員長】 第1回目の答申内容の確認ということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

10月31日に実施された委員会での審査内容をまとめたものを、メールで委員の皆さまに事前にお示しした。今のところ各委員から問題ないということで聞いている。最終、答申内容の確定は12月に入ってからお願いしたいと考えており、細かい言い回しや誤字脱字等、修正の余地はあるが、一旦、10月31日に審査いただいた分としてはこの内容を仮確定とみてよいか。

【委員長】

確認ですが、答申としては審査結果とそれに付される意見、この部分のみが答申となるのか、それともその他審査時の主な意見というところも含めて答申になるのか、事務局としてはどうお考えか。

➤ **【事務局】**その他審査時の主な意見にも非常に大事なご意見をいただいている。その点も含めた内容で考えている。

【委員長】 委員の皆さんは何か意見があるか。

(委員からの反対なし)

【委員長】 正式な確定は12月以降ということで、それまでは全く修正の余地がないわけではないということなので、この内容で答申ということで委員会として一旦確定させていただく。

(2)伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金

【委員】

概ね、この補助金は必要なものと考えているので、継続というところに反対はない。確認事項として、事業ベースで必要な人の数を決めて補助金額の積み上げていると見受けられるが、それとは別に、この団体には委託ということで大きい金額が支払われている。今回の議論ではこの委託費は切り離して考えていけばいいか。委託事業と補助金の整理は終えたという認識で良いのか。

➤ **【事務局】**過去からの補助実績金額の推移を見て貰えると分かるが、平成26年から補助金としては大きな金額で減少している。これは、重層的支援事業を含め、委託として社協に担っていただきたい事業は委託に切り替えているためである。ただ、全て整理できているのかというところもあるため、この補助金を見ていくなかで、さらに委託に切り替えるべき。というようなご意見もあれば、頂戴したいと考えている。

【委員】

この補助金は事業ではなく、事業をまとめる事業に対して補助金を出しているように思う。本来は個々に行っている事業に対してどうなのか。を見ていく必要があるなかで、そこはきちんと評価出来ているのかが気になる。されていないのであれば適切に効果検証し、評価を下すべき。

【委員長】

この補助金は社会福祉協議会にまとめて補助金を出していて、事業に対して補助金を出すというなら分かるが、適切な評価がどうなのだろうか。私も同じ意見。

【委員】

根本的な話だが、この補助金が目指しているところ、シートの目標の達成状況を確認すると「地域課題、ニーズに対応していくための仕組みをゆくゆくは自治協に担っていただきたい。」とある。そういうことを市が目指しているのは理解するが、その目標に対して、終期設定がないのはいかがなものか。

【委員長】

委託事業はもちろん終期はあるわけだが、補助金等管理シートの中で、委託事業が終了後、補助金が増える可能性があると書かれていることが理解できない。

➤ **【事務局】**仰るとおりと考えている。補助金と委託では性質が違うため、そういった視点での見直しも必要と考えている。

【副委員長】

これは法律に基づいて人件費が渡されているのでそのこと自体に反対はない。しかし、委託との重複はないということだが、本当にそうなのかが疑問である。委託事業との重複を防ぐために原課としては細かく補助金を見ていかないといけない。

伊賀市では地域福祉を確立させるために自治協で地域福祉ネットワーク会議を作った。そのうえで社協の大きな役割は自らが事業をするのではなく、色々な福祉の団体や地域、自治協が地域福祉を確立していくためのサポートをするものではないか。社協が担う事業が増えてきていて、そういった社協独自の事業に補助金が使われていないか。適切な役割をそれぞれに担って貰う必要がある。そのために行政は適切な今の時代にあった指標や計画を示すべきである。また、今の指標は行政側から見た指標で、本来は受け手側からみてそれぞれの地域の福祉がどうなのか現状示す指標であるべきである。社協の体質、役割、目的、行政としてのお金の出し方、これを改めて行政は考えて欲しい。

➤ **【事務局】**仰るとおりかと思う。さらに、補助金額面では地域福

祉に関する事業に関わる社協職員の人件費負担割合の内訳というのは行政と社協とで協議して決めている。概ね50%ずつだが本当にこれが適切なのか。社協自体は全体の収入に対する自身の自己収入額は70%を超えており、補助金や委託費等は25%に過ぎない。この辺りの積算は難しいところもあるが課題と受け止めている。

【副委員長】

社協の評議員や理事会に行政職員は入っているのか？

- 【事務局】理事として健康福祉部長、評議員として企画振興部長が入っているかと思う。
- 【副委員長】そうすると、そこでしっかりと議論していただいているということですね。

【委員長】

今の話を踏まえても、どの方が何をしているのかがはっきりしないと、委託との重複という疑念は拭えない。そのためにも事業ごとに人工を定めて頂きたい。また、部局からは7年度の予算要求時までに取り組むとあるが、これはそんなにもかかるものか。要綱の設置は令和5年度になっているので、本来要綱の整備とリンクする内容なのではないか。

- 【事務局】そのとおりかと思う。この補助金が補助金を算定する際に一人当たりの金額も含めて定額にしているので、人工を定める際にはその点も課題としてあると考えている。

(まとめ)

- 伊賀市の重層的な地域福祉の取り組みは先進的であり、今後も推進いただきたい。そのための補助は継続するべき。
- 事業に対して何に誰にどれだけという積み上げをした積算根拠が明確な補助金に改めるべき。
- 要綱の設置に合わせて積算根拠を明確にするべき。

(3)遺族会補助金

【委員】

遺族会の内部での活動が多く、補助金の目的と活動内容が異なっている。遺族会の活動が市民にどのように還元されているのかも検証する必要があるが、行政として必要であれば補助金ではなく委託または直営で行う方が良いのではないかと考える。

ただ、決算書にあるような「遺族相談委員研修会」といったものが遺

族の方への相談というところに生かされているのであれば、こういった研修に係る団体支援はあっても良いのではないかな。
取り組まれる必要な改善については、令和5年度中に改善というところが必要なのではないかな。

【委員長】

事務局からの諮問時の視点でのスケジュール感で取り組むべきということ。

【委員】

本来は福祉目的であったものが、今は記憶の継承という内容に変わっている。そうすると、新しい目的に沿った補助金に作り直す必要があると考える。

【委員】

この団体の活動は遺族の福祉でもないし、慰霊の活動はしっかりしていただいているそうだが、それを継承するという活動が出来ているようには見受けられない。そうなれば、やはり別の形での補助金になるかと思う。

【委員】

この補助金に対する意見は4つくらいに分けて考えられる。
1つ目が、もはや戦争遺族への福祉、という意味では直接的なものはもはやその役目は果たし終えただろうということ。仮にあったとしても他の福祉制度で救えるだろうと。
2つ目が、団体の運営補助的な性格を有しており、市はもっと補助金の使途を詳細に把握するよう努めるべきである。
3つ目が、戦争の悲惨さを後世に伝え、恒久平和を願うことに関しては、遺族会のみで担うべきものではなく、教育部局と連携して行う方が効果的と考える。
4つ目が慰霊碑が文化財的な価値を持っているというような話もあるが、であれば、文化財課からその目的の補助をすればいい話である。
この4点から、私としては廃止で良いのではないかと考える。
今年度はその検証をしていただいて、来年度に結論を導き出していきたい。

【副委員長】

当初は遺族会の会員に対する補助ということで、事業に対する補助ではなく、会員の福祉が求められていた。それが、時間が経って、体験者として恒久平和に繋げる、そういった事業が求められるようになってきた。今はさらに英霊の顕彰というのにも入っているが、このような戦争記憶の継承が目的の事業は他の団体に担って貰うことも考

えられる。補助金が出来た当初の目的から求められるものが変わっている。要綱の改正は必ず必要である。

今、戦争記憶の継承に関しては若い方も様々な取り組みをされている。こういった活動に対して支援が出来るよう、ふさわしい形での補助金に生まれ変わらせるべき。今の形では市民の理解は得られないと考える。

➤ **【事務局】** 団体補助から事業費補助に切り替えるということか。

【委員長】

戦争の悲惨さや平和への想いというものを伝える事業など、行政として今求められている事業に対して、補助金を出していくということ。

(まとめ)

● 現行の制度としては廃止するべき。

● 戦争の悲惨さや平和への想いというものを伝える事業など、本来求められている事業に対して交付できるようにするべき。

(4)保護司会活動助成金

【委員】

県への上納金という話があったが、これをする事で研修が受けられるなどといったメリットもあると考えるが、全く止めてしまうことが良いのか、金額の精査は必要だろうが、原課はどういう考えか。

➤ **【事務局】** 上位団体から必ず抜けるということではなく、金額を精査しながら、様々な選択肢を含めて検討していきたい。という意向を聞いている。

【委員長】

他市の状況確認は今年度中にするべきと考える。

【委員】

指標のところですが、社会を明るくする運動の事業を実施した団体数となっているが、これは違う。犯罪の再犯率など分かりやすい指標にするべき。

【委員長】

専門家からも出ており、是非検討いただきたいところ。

(まとめ)

- 何にこの補助金を充てるのか積算根拠を明確にすること。

(5)人権同和教育部会研究事業委託料（学校）

(まとめ)

【委員長】

まず確認したいのが、小中学校の職員も市の職員という立場もあると思うが、担当課の回答が小中学校職員に対する委託なら問題ないという認識とともとれる回答になっている。県費負担教職員であっても、市職員という立場は変わらない。そこに委託をしているということに対して担当課としてはどういう考えなのか補足はあるか。

- 【事務局】教職員が事務局をしている任意団体に対して委託することは好ましくないことを事務局からも指摘している。ただ、直営となると職員数的に担っていけないため、このような形になっていると話されている。
- 【委員長】私には理解が出来ない。
- 【事務局】教育委員会は内部組織ではあるが、各部会に校長を部会長に据えて、その部会を任意の外部団体として位置付け、仕事を担って貰っているということが昔から残っている。
- 【委員長】教育委員会の独自性や独立性は理解しているが、内部組織であることは変わらない。なぜ直営でしないのか。するべきではないか。この委託業務は教職員の職務時間中に行われるのだろう。透明性という意味でも必要ではないか。
- 【副委員長】法律にも抵触するのではないか。
- 【委員】横断的な取り組みというのは、行政内でも進んでいる。学校間での横断的な取り組みも出来るのではないか。
- 【事務局】任意団体ではあるが勤務時間中にこの委託事業もされている。学校教育課の職員数が限られている中で、市内の小中学校ごとに必要な支出を行うよりも、まとめて委託として支出した方が効率が良いという理由もあると思う。
- 【委員長】兼務辞令などを与えたうえで、学校内での直営事業として出来ないのか。
- 【事務局】予算配当の仕方も学校は独特ではあるが、やり方としてはあるのではないかと思う。
- 【委員長】今の状況は市役所全体のルールからすると極めて異質になっていると言わざるを得ない。
- 【事務局】正しい形にするには体制の問題もあろうかと考える。
- 【委員長】そこは理解できるが、それでもお金の使われ方の透明性を意識した見直しが必要。

【委員長】

事業の仕組みについての話になってしまったが、中身について何かあるか。

【委員】

シートで「コピー用紙 1 2 3 4 円分をください。という使い方をしてるので、お金が余らない。」というような回答をしているが、この感覚が良くないのではないか。この委託に必要な経費だけを執行すべき。お金の使い方がクリアであるとは言えない。こういう考え方で非常に大切な「人権」という問題の教育を担えるのか一市民として心配になる。

また、他の人権問題もある。同和問題は大きな問題ではあるが、同和問題に特化するのはどうなのか。

➤ **【事務局】** 同じ指摘は専門家からもいただいております、事務局からもそのことは伝えている。

また、同和に特化したと委員からお話いただいたが、これは同和に特化した取り組みではなく、他の人権問題も同様に取り扱いしていることを補足として申し上げる。

【委員】

同和に特化したものではないということであれば、名称は変えた方が良いのではないか。他の市民にも誤解を生むだろうし、その方が受け入れられやすいと考える。

【委員】

各委員からご指摘いただいた内容は、学校教育課の人的な体制が整っていない。というのが大きな原因かと考える。私は担当職員が少なすぎるということを行政に対して従前より申し上げてきた。この人員で事業をすることを考えたときに今の形にならざるを得ないのではないか。市直営にするには、今の職員数では難しい。

指標については、生徒理解に関する指標にするべきと専門家からも指摘があった。同意するところだが、他にも実際に授業で教えられる教員数といったものが指標として考えられる。どちらにせよ委託内容に沿った指標に改善すべき。

➤ **【事務局】** 仰る通りかと思う。教職員の増員は県との関係もあり現実的に出来るかはともかく事務専用で伊賀市職員として先生を配属しそこが中心となってこの体制を維持していければ改善していけるかもしれない。

【委員長】 学校の先生方は相当な激務となっている。課外活動のこともあろうかと思うが、事務的な仕事を先生が担っていることに起因している。そのことを考えると、先生にその事務を担って貰うのではなく、行政側、教育委員会側で事務を担う。ということが必要になってくる。

【事務局】 解決のための根本はそのとおりかと思う。

(まとめ)

- 人権教育自体は非常に大切なので継続いただきたいが、手法は改めるべき。
- 対象経費を明確にしたうえで支出し、余剰金が出た場合に全て消化するという考え方は改めるべき。
- 市民に対して補助事業の内容が伝わる名称が望ましい。

(6)人権同和教育研究活動事業委託料（生涯学習）

【委員】

補助金管理シートの目的達成状況欄に「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃」と記載されていることに対して、事務事業評価シートの指標では、「伊賀市人権同和教育研究協議会の活動趣旨を理解して会員となった加入数」と記載されていることが目的を図る指標としては適切でない気がする。差別の撤廃であれば、差別の相談件数や、事象の減少が図れる指標など、具体的な指標にするべきと思う。また、人権同和の名称について、同和が大事ではないということではないが、同和を含めた人権という大きな枠にフォーカスすべきと思う。

【委員長】

人権同和教育研究活動に対する補助金であるが、実際に補助金が渡っている団体は、上野同和教育研究協議会や、いがまち同和教育研究協議会など、人権という名称にすらなっていることを見れば、活動内容は部落問題だけなのかという風に見えてしまう。

➤ 【事務局】伊賀市は、設立時から「同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」を制定し、同和問題を中心とした人権施策を展開してきた。同和問題をベースにして、それぞれの同和教育研究協議会でも、障がい者問題、外国人問題などあらゆる人権問題に関して研修を行っているが、人権施策の中に位置づけるのか、このまま同和問題をベースに進めていくのかを選択する岐路となっていると思う。また、住民自治基本条例においても総合計画審議会において同様の視点で議論されているところである。

【委員長】

人権同和の名称に対する当委員会の意見も受け止めていただければと思う。

【委員】

伊賀市人権同和教育研究協議会の活動を広めていくことが趣旨であれば、会計、事務局を協議会へお任せすることが本来の姿と考える。市が事務局を担っていることの経緯など把握しておれば聞かせていただきたい。

➤ 【事務局】5～6年ほど前に旧市町村単位の組織が伊賀市人権同和教育研究協議会に一本化された。一本化される前は、小規模で組織力も無く、その中で人権教育を進めるために市職員が中心となり事務を進めてきた。事務事業評価シートの指標欄に「会員となった加入数」が挙げられているが、これは市の目標ではなく、伊賀市人権同和教育研究協議会の目標になると考えられる。伊賀市人権同和教育研究協議会が自立できるだけの団体に育っていただくことが望ましいと考えている。

【委員】

伊賀市人権同和教育研究協議会のことをインターネットで検索したところ、行政側が掲載した情報は確認できたが、この団体が自ら発信した情報は確認することができなかった。若い世代の方々に同和教育を知ってもらおうという活動をされているのであれば、広く情報を発信する活動にも取り組まれない。

【委員】

いがまち同和教育研究協議会の会員を20年近くやっている。内側の話もさせていただくと事務局の話の様に、この組織自体が別件の老人クラブ連合会と同様に、市から一本化してほしいとの要請に応じたものである。

発足、会費に違いがあったものを半ば強制的に一本化されたが、その反面、旧市町村の活動が後退しないような形で、取り組みを進めるため現在の形になった経緯がある。このあり方を見直す際には、各地の歴史性や取り組みが後退しない体制を確保することが、一本化を進めてきた市の責任であると考えている。その上で、適正な委託料の取り扱いにしていきたい。

レビュー結果整理シート②の諮問時の視点の下から2つ目の住民ニーズ調査について、今後の方向性の対応方針にある「隣保館利用者を対象としたニーズ調査」は、あくまで隣保館を利用している高校生や青年と、隣保館事業に参加されている小中学生、そして地区内に限らずいろんな広く参加している保護者を対象として実施されたニーズ調査のため、厳密には、性格が違うものもあるかと思う。なので、専門家チームが求めたアンケート調査、ニーズ調査は大事なことだと思うが、どの様にして測るかは、委託料や団体の目的に沿った形の調査が実施されるのが適当だと思う。

目的の達成状況が「部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃」とするならば、必要となる調査を整理し、今ある差別の現状や、解決

すべき課題を捉えられるような調査が実施されるべきであり、その様な提言・意見をこの委員会で評価していきたいと思っている。

【副委員長】

この組織に対する補助金というのは、それから継続していくべきだろうと思う。

毎年同じような取り組みを行っているが、「部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃」に繋がっているかの効果検証が大事である。毎年のように差別事象が起こっているが、その原因に着眼したら、取り組みの内容は変わってくるはずである。

団体の自立を促すのではなく、行政がリーダーシップをとって、言うべきことは言って正しい方向に導くべきである。

そのために、全市的に取り組めるように組織を見直すこと、事業のチェックにしっかりと取り組むことが大事だと思う。

【委員長】

色々と意見をいただいたが、諮問時の視点に立ち返ると、事務局を市が担っている、通帳管理も市が行っていることは改められるべきというのが皆さんの意見だったと思う。そのために、現状を変えるためのビジョンが必要となるが、一方で、必要な事業に対してはしっかり補助は行っていく、そして、必要な事業については団体と市が話し合って決めていくような仕組みを作る。その上で、団体が補助金で活動できるようにしていくことだと思う。ニーズを把握するためのアンケートは、隣保館を利用している方だけのニーズ調査ではなく、広く市民にアンケートを取っていくことが必要である。そして、具体的な評価指標を立て、事業の効果をチェックできる形が必要である。名称については、同性パートナーシップ、多文化共生など昔から取り組んでいる団体もあり、同和問題以外の人権問題についても優れた取り組みが積み重ねられているため、それらが見えるような看板にしないと、埋もれてしまうことは良くないのではないかと。同和問題を止めるのではなく、様々な人権の取り組みが表れている形の看板にしていくということは整理して申し上げておきたい。

(まとめ)

- 事務局を市が担っている、通帳管理も市が行っていることは改められるべき
- 必要な事業に対してしっかり補助を行うために団体と市が話し合って決めていくような仕組みが必要である。
- ニーズを把握するためのアンケートは、隣保館を利用している方だけのニーズ調査ではなく、広く市民にアンケートを取っていくことが必要である。
- 具体的な評価指標を立て、事業の効果をチェックできる形が必要である。

●同和問題以外の人権問題についても優れた取り組みが積み重ねられているため、それらが見えるような名称にすべきである。

(7)まちづくり協議会活動助成金

【委員】

補助金管理シートの目的の達成状況を教えていただきたい。

- 【事務局】上野町並み環境整備事業計画を推進することにより、暮らしやすい暮らしとなる町作りと城下町としての歴史や文化を大切にした町作りが実現することが達成した目標となっている。

【委員】

中心市街地活性化協議会があり、その中にまちづくり協議会が参画されていると見受けられるが、中心市街地活性化計画の事業で、まちづくり協議会がプレーヤーとして位置づけられているのか。自分の見ている限りプレーヤーになっている部分は確認できなかったが、参画しているというだけで、フォトコンテストだけ手当されていることに整理の必要性を感じた。

- 【事務局】発言内容：中心市街地活性化協議会とまちづくり協議会は、指摘のとおり違う団体、別の位置づけと認識している。
- 【委員】目指すところは、中心市街地の活性化に貢献されている団体ということであれば、中心市街地活性化協議会に統合した上で、補助する選択肢もあるではないかと感じた。

【委員】

フォトコンテストを実施することは良いことだと思っており、伊賀の良いところを発見して、アピールに繋がるべきと考えているが、目的が「町中の改善点を自ら考えていただきたい」と記載されており矛盾を感じている。フォトコンテストは観光分野としてしっかり取り組んでいく方が合っていると思う。

【委員】

フォトコンテストは観光の取り組みかと思った。古い佇まいを残すことや居住の促進が目的とされているが、どんどん街中の古民家を取り壊され駐車場になっていることが多く、本来はそれを止める手立てがあるべきと考える。フォトコンテストを13年続けてきたことが目的に対して効果があったのかを検証すべきであった。本来は別の施策が必要ではないかと思った。

【委員長】

皆さんからは、観光の視点で取り組むべき、あるいは城下町の古い佇まいや文化を残す、暮らしたくなる町にしていくのであれば、古民家の取り壊しを阻止することを考えなければいけないのではないのか。また、事業の検証ができるような指標になっていないとの指摘があったと思う。

【委員長】

なぜ上野だけの取り組みなのか。この団体だけが補助対象となっていることに釈然としない。

➤ **【事務局】** 中心市街地活性化計画のエリアを盛り上げるための取り組みであるため地域が限定されている。

【委員長】

フォトコンテストを実施することで市街地が活性化すると思えない。令和6年度ではなく今年度中に見直しを行い、廃止もあり得るのではないのか。フォトコンテストを実施するのであれば別の目的でやっていただきたい。

中心市街地の活性化を考えるのであれば中心市街地活性化協議会が別にあるので、そこと一緒に考える別事業があっても良いのではないのか。

(まとめ)

●フォトコンテストが市街地の活性化につながるとは考えにくいいため、令和6年度ではなく今年度中に見直しを行い、廃止も視野に見直すべき。

●フォトコンテストを実施するのであれば別の目的で検討すべき。

●中心市街地の活性化は、中心市街地活性化協議会の枠組みで検討すべき。

(8)部落解放団体助成金

【副委員長】

部落解放同盟伊賀市協議会の会長はどなたか。

➤ **【事務局】** 配布資料に記載されています。

➤ **【副委員長】** 補助金を定額で交付しているが、その理由を説明願いたい。

➤ **【事務局】** 過去からの経緯でこの金額になっていると聞いているが詳細なところは不明であり、そこが一つの問題点と認識している。

- 【副委員長】いつから代表に就いているのか。
- 【事務局】7～8年前ではないかと思う。
- 【副委員長】補助金額の話し合いは行っていないと思うが、その理由は。
- 【委員】協議会の事務局長に就いているので私から説明する。以前は、旧市町村単位に組織があり一本化された経緯がある。補助金額についても336万円の補助金が半額程度に見直され、それ以降190万円が持続的に交付されている。交渉はしていない。積算根拠もない。

【委員】

部落解放同盟伊賀市協議会では、どのような活動をしているのか。

- 【委員】補助金は活動状況に応じて6つの支部に分配している。他の地域での活動は書面上しか確認していないので、自分の地域を例に申し上げると、
 - ・地元の会員、学校関係者を対象とした部落問題に関する映画上映会
 - ・保育士、教員、支所職員、住民自治協議会の方々を対象とした学習会、研修会
 - ・まちづくりや貧困対策など先進的な取り組みをされているところへのフィールドワーク
 - ・こども食堂の視察研修
 - ・就学前から学力を保障ための取り組み
 - ・自己肯定感を持てるような活動を先進的に行っているところへの視察
 などに費用を使わせていただいている。

【委員】

津市では年間30万円を交付していると聞いた。部落解放同盟伊賀市協議会への補助金は、とても多い金額と感じたが、補助金自体は、活動として、しっかりと市民に伝わるように使われているという認識でよいか。

- 【委員】自分の地域の活動は、その様に思っている。県組織は事業補助であり講演会や研修会など特定の事業に補助されている。
- 各支部も疑念を持たれないように管理しているはずであり、自分の地域の活動では領収証を全て残しており、余った部分は返還している。

【委員】

補助金の使途を明確化し、各支部の活動内容も皆が分かりやすくなるのが一番である。この収支決算書を見ている限り分かりにくいところがあるのは事実である。活動内容を全市民が理解しやすくしていただければ目的の成果も得られると思うので、まずはその精査

について話し合いをしていただきたい。

県交渉、市交渉に補助金が使われていることへの指摘は、その通りであるため、取り組み頂きたい。

➤ **【事務局】** レビュー結果シート①で、専門家チームからも定額に対する指摘があった。その答えとしては、「団体の人材育成を趣旨として支出している補助金である。単なる運営の補助ではない。しかしながら根拠となるような要綱が無い」との内容である。事務局としても県のような事業費型の補助に移行するべきと認識している。支部の方々は、問題に向き合ってきちんとした活動をされているにもかかわらず、我々市の職員によって懐疑の目が向けられることはあってはならないことであるため、デジタル自治推進局も含めて改善していきたい。

【委員】

事業番号 13 番の伊賀市人権同和教育研究協議会、上野社会同和教育研究会、ここには部落解放同盟伊賀市協議会と似たような組織ばかりである。それぞれの補助金を有効に使ってもらうためにもお互いの組織が友好的に手を取り合って進めているのかどうかについて気になったが如何か。

➤ **【委員】** 本件の事業報告は、私とは別の事務員が作成している。助成金に対する事業内容と、支部員の会費収入、新聞の販売収入のあたりの仕分けが出来ていない感じがする。これだけ見れば県や市の交渉に経費が充てられているように見えてしまっている。全国大会への参加についても研究会で出ているものや、市が一般公募しているものと分けられていない可能性もあるため同和課と部落解放同盟伊賀市協議会で精査するようにしたい。

【委員】

事業番号 15 番は、生活の安定、向上を目指したい人のための取り組みかと思うが、目的や達成状況を見ると、差別が無くなれば達成となっている。事業番号 13 番についても「あらゆる差別の撤廃」、さらに事業番号 12 番は、人権同和問題の推進を図ると、同じようなベクトルのものが 3 つあって、それぞれが少し重なっているような気がする。1 年間で 1000 人ずつ人口が減ってる伊賀市では、整理統合してコンパクトに強くなって、目標達成に向かっていけるような枠組みを考えて良いのではないかと思う。

【委員長】

事業番号 13 番とは重なっていることが多いように見える。生涯学習として大人に働きかけるのと、今回 15 番は人材育成と言われているのは、教育啓発として同じではないのか。

それぞれの目的があるならば、その目的に沿った事業に対して補助する方が、市民に説明が付きやすいので整理いただきたい。

- **【事務局】** 事業番号 13 レビュー結果整理シート①で「人権政策課、学校教育課、同和課は、組織の効率的な運営から一体的に実施できないのか」と指摘されているため、組織、市全体として考えて行く必要があると認識している。

【委員】

研修会にかかる経費が多いように見受けられるが、例えば伊賀を代表し、何名かで参加し、その人たちが団体向けに報告すれば、旅費を削減できるのではないかと思った。

- **【事務局】** 例えば教育委員会は教育、それから人権政策課は啓発、そして生涯学習課は社会教育とそれぞれ目的はあるが、実際の事業は、市民啓発であるため一つにすることで効率的に運営できる部分があるとの専門家チームの指摘だと思う。

【委員長】

例えば、仕訳として学校の児童生徒、子供たちが学校教育の中で学ぶ。社会人が学び直しとして広く人権に関する知識をアップデートしていく。それと別に、自らが発信できる知識を持ったリーダーを養成していく場合には、それぞれの事業に補助することで再整理していただくと皆が納得すると思う。

要綱を含め、積算根拠を積み上げた上で、事業に対して補助するよう明確にしていただけるとありがたい。

委員へ質問であるが、支部によってはメンバーの人数が少ないところも見受けられ、やりくりするのが大変かと思うが如何か。

- **【委員】** 私の地元でも設立は 1949 年で、73 年の歴史がある。当時は、200～300 人だったのが現在は、7～80 人くらいで 200 世帯ぐらい。地域によってはもう 10 人を切るところもある。支部を立ち上げるにあたっては 10 人以上で結成でき、5 人を切ると支部が無くなることになっている。人数が少ない支部に関しては、私たちも助言や支援に入らざるを得ない。活動したいという想いがある以上は 5 人を切るまでは支え続けている状況である。

【委員長】

事業に対する補助に切り替えていただけるように検討いただきたい。補助金を継続するためには事業目的を明確にし、それに対する補助金にしていいただきたい。

(まとめ)

- 補助金を継続するためには事業目的を明確にし、それに対する補助金に見直すべき。

【事務局】

事業番号 11 の保護司会助成金について、本日配布した収支決算書をご覧ください。この団体は、令和 3 年度決算の前年度繰越金が 120 万円、令和 3 年度の収支決算では 130 万円の次年度繰越金が出ているが、こちらの審査会での審査結果に対する言及はよろしいか。

60 万円の補助金を出しているが、コロナ禍で活動は制限されたとはいえ繰越金が発生している。そして会費は徴収している中で、60 万円の補助金は必要なのか。

- **【委員長】**法に基づいた実費弁償以外に補助金を出している部分については、補助対象は明確にした上で、継続することの意見だったと思うので、目的が明確になれば補助金から繰り越すことはあり得なく、補助金の部分は余ったら返還され、補助金以外の収入は会費もあるだろうから、繰り越すかどうかは、それぞれの団体の考え方次第ある。

【委員】

同じ目的を持って整理するとの話が今日に限らずあったが、職員の意識としては、事務を行う理由は把握されているが、その目的が薄れていると思われる。担当分野でも、譲れない部分もあり、個々の事業が重複し、補助金も二重三重になってくるのだと思うので、目的、何を成果にするかを主眼に置いて取り組んでいただければ市民も嬉しいと思う。

- **【委員長】**場合によっては、一つの所属だけで取り組むのではなく、庁内の横串、協力していくと目標が実現しやすくなる。

4 その他

(1) 答申の日程について

12 月 20 日午前 11 時から

(2) 次回委員会の日程確認